

事業概要およびこれまでの経緯

1. 事業概要

- (1) 事業名 (仮称) 米原風力発電事業
- (2) 事業者 ジャパン・リニューアブル・エナジー株式会社
代表取締役 中川隆久
- (3) 事業内容 風力発電所(陸上)の設置
- (4) 事業規模 最大 23,800 kW
- (5) 事業実施想定区域 滋賀県米原市並びに岐阜県不破郡関ヶ原町

2. 手続きの経緯等

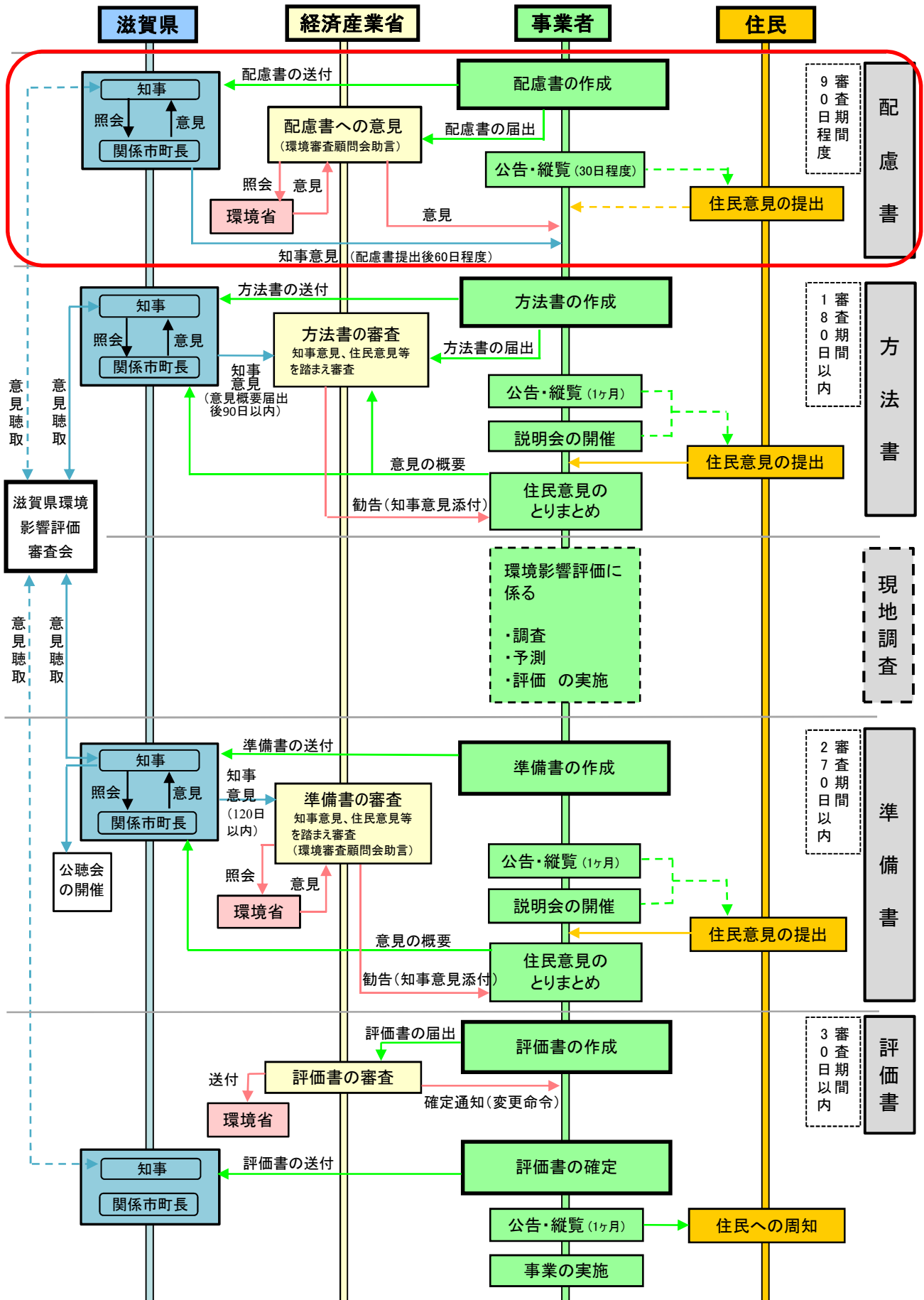
(1) これまでの手続き

- ・ 配慮書の提出 平成 29 年 11 月 10 日
 - ・ 配慮書の公告・縦覧 平成 29 年 11 月 14 日～12 月 15 日
 - ・ 住民意見の受付 平成 29 年 11 月 14 日～12 月 15 日
 - ・ 第 1 回審査会 平成 29 年 12 月 4 日
 - ・ 第 2 回審査会 平成 30 年 1 月 11 日(本日)
-

(2) 縦覧について

- ・ 滋賀県庁 4 階琵琶湖環境部環境政策課(大津市京町 4-1-1)
- ・ 滋賀県湖北合同庁舎 3 階湖北環境事務所(長浜市平方町 1152-2)
- ・ 米原市役所伊吹庁舎 1 階経済環境部環境保全課(米原市春照 490-1)
- ・ 米原市役所山東庁舎 1 階山東自治振興課(米原市長岡 1206)
- ・ 多賀町役場 1 階産業環境課(犬上郡多賀町多賀 324)
- ・ 岐阜県庁 6 階環境生活部環境管理課(岐阜市藪田南 2-1-1)
- ・ 関ヶ原町役場 2 階水道環境課(不破郡関ヶ原町大字関ヶ原 894-58)
- ・ 大垣市役所 2 階生活環境部環境衛生課(大垣市丸の内 2 丁目 29)
- ・ 大垣市上石津地域事務所市民福祉課(大垣市上石津町上原 1380)
- ・ 事業者のウェブサイト <http://www.jre.co.jp/>

環境影響評価法に基づく発電所に係る環境影響評価の手続フロー図



(仮称)米原風力発電事業計画段階環境配慮書 滋賀県審査会(第1回:12/4)意見に対する事業者の見解一覧

番号	項目	12/4審査会意見	12/4事業者回答	事業者の見解
1	土地の改変	風車1基あたり、どれくらいの樹木を伐採する必要があるか。	風車の基礎部分は、アンカーを打つ等を想定しており、面積は約500m ² を予定しております。風車の旋回部分(上空)は、約2,000m ² の占有となります。	
2	土地の改変	中九州の発電所の写真で、土が表れている部分があるが、これは風力発電所の設置と関係あるか。	土が表れている部分は風力発電事業とは関係ありません。風車の根元の白く映っている部分が、造成を行った基礎部分です。	
3	土地の改変	改変するのは、風車の基礎部分、工事作業場所、風車を運ぶ工事用道路だけか。	おっしゃるとおりです。	
4	土地の改変	国道21号線や林道等の既存道路を利用するということが、林道の拡張は行わないでそのまま利用することか。	可能な限り既存の林道を活用したいと考えておりますが、大型資材の搬入により、一部を改変する場合がございます。	
5	土地の改変／ 風車の配置	既存道路は事業実施想定区域の北側にしかありません。南側の配置(土地の改変)について、どう考えているか。	可能な限り既存の林道を活用し、この林道から尾根部分に道路の新設を検討しておりますが、なるべく南側の改変を抑えられるよう検討してまいります。具体的な設置場所については、環境や住居に配慮して計画してまいります。	
6	風車の設置	風車の設置は500m間隔という理解でよかったですか。	ブレードの直径の3倍の間隔、100mの風車の場合には、少なくとも300m程度の間隔を保ちながらの配置になります。	
7	風車の設置	300m間隔であれば、7基設置したとして、多めに見積もっても3kmの範囲で足りる。南側に風車を設置する場合、新たに林道等をつくらなければならぬので、なるべく北側につくるということか。	可能な限り既存の林道を活用し、新たな道路の設置はしないような計画を検討しております。また、土地の所有者や一部の保安林等を含めて、配置計画を検討してまいります。	
8	生態系	なるべく南側にはつくらないよう配慮していただきたい。事業実施想定区域の一部は保安林であり、水源涵養林でもある。下流には絶滅危惧種も生息している。こういった場所を改変すれば、水質だけでなく生態系への影響も懸念される。水のきれいな地域でもあり、そのあたりに十分配慮し、動植物への影響を最小限に抑える計画としていただきたい。		今後の事業計画及び改変の範囲の検討にあたっては、保安林等について可能な限り改変の回避、低減を図り、水源涵養林としての機能や重要な動植物種への影響を極力低減するよう配慮いたします。

番号	項目	12/4審査会意見	12/4事業者回答	事業者の見解
9	水環境	配慮書では、水環境の項目が選定されていない。確かに事業実施想定区域には河川はないが、水源涵養林に手を加えるのであればやはり配慮が必要である。		配慮書段階につきましては、「風力発電所の環境影響評価のポイントと参考事例」(環境省総合環境政策局)を参考に、土地又は工作物の存在及び供用に係る項目を計画段階配慮事項として選定しております。今後、方法書以降、工事中の影響要因も対象とし、河川や沢筋等を含む水環境への影響についても、環境影響評価項目として選定してまいります。
10	景観	配慮書122ページに米原市景観条例の景観重要区域には指定されていないとあるが、それ以外でも遠くから見えることがある。そのあたりは確認されているか。		景観重要区域に指定される場からの眺望については、一部の地域で風力発電機が視認される可能性があるものと考えております。今後遠方からの眺望景観についても、確認を行う予定です。
11	景観	米原市は全域が一般区域となっている。市の景観計画では、一般区域に関して「湖岸や里からの山並みへの眺望への配慮が必要である」と記載されており、広範にわたって山がどう見えているのかをきちんと評価する必要がある。		方法書段階におきましては、市の景観条例も考慮しながら、不特定かつ多数の者が利用している眺望点及び地域住民が日常生活上慣れ親しんでいる眺望点等を考慮して、調査地点として選定する考えです。
12	景観	主な眺望点は垂直見込角が1°の内側に限られているが、外側についての配慮等はしないのか。	配慮書時点での予測については、「十分見えるが、景観的にはほとんど気にならない」とされている、垂直見込角が1°以上となる範囲を対象としております。垂直見込角が1°となる範囲の外側でも、重要な眺望点等が存在する場合には、ご助言等をいただきたがら、方法書段階で選定の上、準備書で予測を行ってまいります。	
13	景観	山の眺望への考え方は二点ある。 ①暮らしの景観(里山) ②登山ルートからの見え方 →登山者の方々は、360°パノラマの自然風景を楽しむに來られる。そこに人工物ができることは登山者の嗜好と合わないことがあるので、霊仙山山頂だけでなく、登山ルートからの見え方も考えていただきたい。	配慮書190ページで示した図のピンク色の部分から視認できると予測しております。登山ルートから実際に見えるかについては、方法書段階で確認の上、調査地点として選定してまいります。	
14	人と自然との触れ合い活動の場	霊仙山の登山ルートには、南側だけでなく北側(柏原方面)からのルートもある。そちらへの影響は。	配慮書段階では、観光マップやホームページ等の既存資料から得られた情報を整理しております。このほかに、どのようなルートがあるか等について、関係市町に確認し、方法書段階でお示しいたします。	
15	景観	景観では、細かな設置位置や基数などが効いてくる。稜線との重なり方や、風車のどの部分が見えるのかについて、審査会や一般の方に分かるようなたちで示してほしい。		ご指摘を踏まえ、準備書段階において眺望景観に對する調査、予測及び評価の結果を一般の方々及び審査会の場で説明いたします。

番号	項目	12/4審査会意見	12/4事業者回答	事業者の見解
16	景観	方法書、準備書では、垂直見込角以外の評価もされることになるか。	風車の垂直見込角に対する評価の指標はないため、フォトモンタージュを使って見え方としての評価を考えております。	
17	景観	林道等を新設する場合に、森林が伐採されることによる景観への影響を評価することになるか。	林道についても対象といたします。	
18	廃棄物	相当の森林伐採があるので、草木、土壌、建設残土が発生すると思われる。 工事期間中の廃棄物は、配慮書91ページに示された施設ですべて処理できるのか。	土量の調査等はこれからであり、どれくらいが排出されるか試算できておりません。今後、方法書以降の段階でお示します。	
19	廃棄物	風車の耐用年数はどれくらいか。年数が経過すると、更新することになるのか。	運転期間及び耐用年数は20年間を予定しており、20年間は耐用できる機種を選定する予定です。その後の更新につきましては、更地にして現状復旧ということも検討しておりますが、リプレイス(建て替え)という可能性もあり、その時の社会情勢等に合わせ検討していく考えです。	
20	廃棄物	さら地にするということは、風車自体も廃棄物として処理しないといけない。適切な処理をお願いします。		法令等を遵守し、適切に対応してまいります。
21	鳥類	この地域は、鳥の渡りのルートとして非常に重要である。工事開始が平成32年度前半ということだが、現地調査の期間はどれくらいあるのか。	工事開始時期は、現時点での予定であり、今後の現地調査の状況に応じて決定していく考えです。	
22	鳥類	調査期間を一年としても、その一年の取り方によつては、本当の状況が分からないこともある。現地調査に加えて、バードストライクの事例を調査して、どういった風車が適切かを考えてほしい。	詳細な現地調査を実施した上で、風車の機種の選定、事業計画の見直し等を検討してまいります。	
23	鳥類	配慮書6ページの事業実施想定区域の設定において、イヌワシ、クマタカの生息が確認されている南側の鈴鹿山脈に近い範囲を極力除外すると書かれているが、それ以外の情報は収集されていないのか。	配慮書48ページで記載している一般的に入手可能な文献からイヌワシ等の希少猛禽類等について把握している状況で、具体的な営巣地等の情報は把握できておりません。	
24	鳥類	配慮書49～51ページに示されているイヌワシやクマタカの分布想定図を見ると、南側だけを除外するという理由がよく分からない。	イヌワシが南側の霊仙山付近に生息する可能性があるためではないかということで、現時点では、極力南側を除外することを考えております。	
25	鳥類	今回の事業の近接地で、別の風力発電事業のアセスが実施されているのはご存じか。そちらで、既に猛禽類の調査をかなりされている。もし入手できるのであれば、その既存資料を参考にされるべき。		他の風力発電事業の存在は認識しておりますが、事業の進捗や、これまでの調査結果等は確認できておりません。今後、可能な範囲で、調査結果の入手に努めてまいります。
26	鳥類	調査にあたって、専門家に相談される予定か。	ご協力いただける方には、できる限りお願いしたいと考えております。	

番号	項目	12/4審査会意見	12/4事業者回答	事業者の見解
27	鳥類	今回予定されている場所は、猛禽類(特にクマタカ)の調査が非常に難しい地域である。確実にペアが生息している、どのように調査していくか、かないが検討していく必要がある。専門家といっても定義があるわけではないので、誰に調査をお願いするか、どういうレベルの調査をされるかが、非常に重要となる。		ご指摘のとおり、今後の調査手法等につきまして、専門家等のご助言をいただきながら、慎重に検討してまいります。
28	鳥類	配慮書196ページからの総合評価のところ、風車の配置や基数等を検討することにより、重大な影響は回避又は低減されるものと評価されている。これは回避できると考えておられるのか、それとも低減だけなのか。	国のガイドライン等で「回避又は低減」と一つの単語のように使われていることが多く、項目によっては、低減に近い意味合いにならないと考えると考えております。	
29	鳥類	事業者として、一部については回避が難しいと(現時点では)評価しているという理解でよいか。	現地調査の結果次第ではありますが、おおむねそのとおりです。	
30	鳥類	回避できなくとも低減できるというが、鳥の渡りルートを見ると、どの場所も影響は避けられないように思う。どうすれば低減できるのか。	イヌワシ・クマタカ保護指針におきましては、生息環境保全ゾーン中は開発行為ができないということではなく、詳細な現地調査を行ったうえで、適切な環境保全措置を講ずることにより、開発行為が可能であると判断いただいております。鳥の渡りについては、現地調査により詳細な利用状況等を把握した上で、判断していく考えです。	
31	鳥類	渡りを含めた猛禽類の調査期間について、現時点での考え方を教えてほしい。	今後、専門家等ヒアリングを踏まえて検討いたしますが、少なくとも2繁殖期を含む期間と考えております。	
32	その他	環境省の資料も、他の資料も古いものが多い。実際に調査される際も、既存資料で新しいものがあればそれを使われるほうがよい。		可能な限り、最新の資料を記載するよう努めます。
33	その他	積雪の多い地域だが、雪の影響は受けないのか。発電量にも影響はないのか。	積雪により運転がストップすることよりは、作業員がメンテナンスの為に現地に入れない等が懸念されまます。メンテナンスに関しては、夏期に徹底して行い、トラブル等については、24時間監視できる体制とし、随時対応する考えです。 風車のブレードに雪が積もった場合は、風車が回ることで雪が飛び散る等の問題が生じますが、本事業においては、それ程近くに住居は存在しないため、そのような問題はないと考えております。	

番号	項目	審査会後の追加意見	事業者の見解
34	騒音・振動	風車騒音として、どのような種類の騒音が想定されるか。(主に風切り音と機械音と思われるが。)	左記のとおり、風切り音(スウィッシュ音)や機械音が想定されます。
35	騒音・振動	風車の配置が分からないと、騒音に関してコメントできない。方法書で配置(少なくとも集落から最短の位置)を示していただきたい。 設置する7基の機種は同じになるか。	方法書段階において可能な限り、配置レイアウトをお示し出来るよう努めて参ります。 また、設置風車は全て同機種を採用する予定です。
36	騒音・振動	メーカーが示す風車騒音の実測データ(想定しているメーカー、想定している大きさのものを、複数あってもよい)を参考資料として提示していただきたい。 また、すでに稼働している発電所での騒音測定結果も示してほしい。	方法書段階において可能な限り、メーカーから提供されるデータをお示し出来るよう努めて参ります。 また、稼働発電所での騒音測定結果についても、今後検討してまいります。
37	動物(鳥類)	重大な影響は回避されれば解決するが、低減は定量的に評価しないと重大な影響は残ったままとなる。 重大な影響が出ると評価している以上、現段階においても環境配慮の見直しを整理すべきではないか。	配慮書段階では、既存資料及び専門家等ヒアリングの結果から重大な影響の可能性があるものと評価し、今後の環境配慮の方向性として整理しております。具体的な環境配慮の内容については、今後、準備書段階で実施する現地調査の結果に応じて検討を行ってまいります。
38	動物	一般的に風力発電ではバードストライクが頻繁に取り上げられるが、バットストライクについても情報を集めるようお願いしたい。	左記のご意見を踏まえ、可能な限り情報の収集に努めてまいります。
39	文化財	事業実施想定区域に、埋蔵文化財(八講師城遺跡)が存在する。文化財保護法では、発掘調査をして記録・保存すれば開発は可能とされているが、どうしても回避できないわけではないので、当該箇所の改変は避けていただきたい。	今後、左記の事項を含め事業計画及び改変範囲について検討し、埋蔵文化財包蔵地が位置する範囲への改変がある場合には、米原市との協議を実施してまいります。
40	文化財	毎年11月23日に「琵琶湖一周のろし駅伝」が開催される。煙が風車に影響することがあれば、それを加味して設置場所を検討されたい。	今後、左記の状況に応じて、検討いたします。
41	伝承文化	中山道の周辺に該当するため、かつて山越えする人が多かった地域と考えられる。地元自治体史を編さんした方へヒアリングをして、保護すべき重要な文化が存在しないか確認すること。	地元である柏原区様とも協議の上、指導を仰いでまいります。
42	伝承文化	事業実施想定区域が里山として機能していないか、住民にとって大切な場所になっていないかを調査すること。	地元である柏原区様とも協議の上、指導を仰いでまいります。
43	その他	風車は風がある限り回り続けるのか。それとも、ある程度の風速がないと止まるのか。逆に、風が強すぎる場合はどうか。止まっているときに積雪したらどうなるか。	一定の風量を受け回転を続けますが、風量が少ない場合は発電が出来ません。逆に強すぎる場合(台風時等)は運転制御いたします。 風車停止時の着雪等については特段影響はありません。

(仮称)米原風力発電事業計画段階環境配慮書 米原市長意見に対する事業者の見解一覧

番号	項目	市長意見	事業者の見解
1	騒音等	事業実施想定区域から最も近い住宅等は約0.6kmの距離にあり、近隣には複数の住宅、公共施設や養鶏場等が存在しており、工事中および供用時において騒音、振動や超低周波音による生活環境への重大な影響が懸念される。このため、風力発電設備等の配置の検討に当たっては、「騒音に係る環境基準の評価マニュアル」(平成27年10月環境省)および最新の知見等に基づき、住居等への影響について適切に調査、予測および評価を行い、その結果を踏まえ、風力発電設備等を住居から隔離すること等により、騒音、振動や超低周波音による生活環境への影響を回避または極力低減すること。	工事中および供用時における騒音、振動や超低周波音による影響については、今後、準備書段階において、住居等への影響を適切に調査、予測及び評価いたします。その結果を踏まえ、適切な環境保全措置を検討し、騒音、振動や超低周波音による生活環境への影響を回避又は低減するよう努めてまいります。
2	風車の影	事業実施想定区域から最も近い住宅等は約0.6kmの距離にあり、近隣には複数の住宅、公共施設や養鶏場等が存在しており、供用時における風車の影による生活環境への重大な影響が懸念される。このため、風力発電設備等の配置等の検討に当たっては、住居等への影響について適切に調査、予測および評価を行い、その結果を踏まえ、風力発電設備を住居等から隔離すること等により、風車の影による生活環境への影響を回避または極力低減すること。	供用時における風車の影については、今後、準備書段階において住居等への影響を適切に調査、予測及び評価いたします。その結果、環境影響の内容や程度を踏まえ、適切な環境保全措置を検討し、風車の影による生活環境への影響を回避又は低減するよう努めてまいります。
3	土地の 自然環境 に伴う	事業実施想定区域およびその経路として通過が想定される集落周辺には、森林法(昭和26年法律第249号)に基づく保安林や砂防法(明治30年法律第29号)に基づく砂防指定地および急傾斜地崩壊危険区域(「急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(昭和44年法律第57号)」)が存在しており、土地の改良に慎重を要する地域である。このため、風力発電設備等の配置等の検討に当たっては、専門家等からの指導・助言を踏まえること。また、土砂や濁水の流出等による動植物の生息・生育等の自然環境への影響に関する調査、予測および評価を行うこと。更に事業計画の具体化ならびに調査、予測および評価については、その経路等に係る改良と合わせて、周辺住民に十分な理解を得ること。これらの結果を踏まえ、土砂流出の可能性の高い箇所の変更を回避するとともに、土地の改良量を最小限に抑えること等により、生活環境、自然環境への影響を回避または極力低減すること。	当該地域は保安林、砂防指定地及び急傾斜地崩壊危険区域が存在している地域であることに留意し、専門家等から指導・助言をいただきながら、本事業による改良の範囲や風力発電設備等の配置等を検討いたします。土砂や濁水の流出等による動植物等への影響については、準備書段階において適切に調査、予測及び評価を行います。また、自然的な事業計画や経路等を含む改良区域、調査、予測及び評価の結果については、周辺住民に十分な理解が得られるよう努めてまいります。これらの結果を踏まえて、改良量を極力低減し、改良区域の範囲を検討することにより、生活環境及び自然環境への影響を回避又は低減するよう努めてまいります。
4	水環境	事業実施想定区域およびその周辺には、複数の河川源流部および沢筋等が存在していることから、本事業の実施により、工事中の土砂や濁水の流出に伴う水環境への影響が懸念される。特に、希少種「ハリヨ」が生息する市内醒井地内蔵川の河川区域は、「ふるさと滋賀の野生動植物との共生に関する条例第21条第1項の規定による生息・生育地保護区の指定」を受けている当該種の存続上極めて重要な区域であるため、風力発電設備等の配置等の検討に当たっては、河川や沢筋等からの距離の確保に努めるとともに、工事実施時の土工量を抑制し、かつ、仮設沈砂池の設置等により土砂や濁水の流出を最小限に抑えることで、水環境への影響を回避または極力低減すること。	工事の実施に伴う水環境への影響については、仮設沈砂池の設置や、河川や沢筋等からの距離に留意すること等により、工事に伴う土砂や濁水の流出による影響を低減できるよう、事業計画を検討してまいります。

5	鳥類等	<p>事業実施想定区域およびその周辺には、文化財保護法に基づき国指定天然記念物であるイヌワシや、クマタカの生息地が存在しており、その営巣地や生活範囲への直接改変および風力発電設備の稼働による衝突事故や稼働経路の阻害等による鳥類への重大な影響が懸念される。また、タカ類や小鳥類の重要な渡りの経路にもなっており、これらの渡り種についても影響が懸念される。</p> <p>そして、特別天然記念物であるニホンカモシカの保護区域でもあることから、その影響についても懸念される。</p> <p>このため、専門家等からの助言を踏まえた鳥類等に関する適切な調査、予測および評価を行い、イヌワシ等の希少猛禽類の行動圏(えさ場等の利用状況等)やニホンカモシカに関する情報を明らかにするとともに、その結果を踏まえ、風力発電設備等の配置等を検討すること。</p>	<p>イヌワシやクマタカ等の希少猛禽類及び渡り鳥への影響については、専門家等の助言をいただきながら、適切な調査、予測及び評価を実施し、適切な環境保全措置を検討してまいります。また、ニホンカモシカについても同様に、専門家等の助言も踏まえ、適切な調査、予測及び評価を実施してまいります。</p>
6	景観	<p>事業実施想定区域から最も近い住宅等は約0.6kmの距離にあり、近隣には複数の住宅等が存在しており、風力発電設備の大きさ、形、色、配置等については供用時に見る人に対して圧迫感や威圧感を感じさせる影響が懸念される。</p> <p>このため、風力発電設備等の配置等の検討に当たっては、フォトモンタージュを作成し、垂直見込角、主要な眺望方向や水平視野も考慮した客観的な予測および評価を行い、その結果を踏まえ、眺望景観への影響を回避または極力低減すること。</p>	<p>供用時における景観については、主要な眺望点からの現地調査(写真撮影)を実施し、フォトモンタージュを作成し、主要な眺望方向や水平見込角、垂直見込角等の観点からの予測を検討いたします。その結果を踏まえ、環境保全措置を検討し、眺望景観への影響を回避または低減するよう努めてまいります。</p>
7	人と自然とのふれあいの活動の場	<p>事業実施想定区域周辺には、霊仙山につながる登山道が複数存在しており、直接改変による影響のほか、工事中および供用時の騒音、供用時における風車の影、景観変化等による人と自然とのふれあいの活動の場への影響が懸念される。</p> <p>このため、風力発電設備等の配置等の検討に当たっては、主要な人と自然とのふれあいの活動の場の状態および利用の状況に関する調査および予測を行い、事業実施による影響を評価するとともに、その結果を踏まえ、影響を回避または極力低減すること。また、事業計画の具体化ならびに調査、予測および評価に当たっては、当該人と自然とのふれあいの活動の場の利用者および地域住民等からの意見を踏まえ行うこと。</p>	<p>人と自然とのふれあいの活動の場への影響については、その場の状態や利用の状況等について調査を行い、本事業による影響について適切に予測、評価いたします。その結果を踏まえ、環境保全措置を検討し、影響を回避または低減するよう努めてまいります。また、今後の調査等においては、当該人と自然とのふれあいの活動の場の管理者および地域住民等からの意見を踏まえよう努めてまいります。</p>
8	文化財	<p>事業実施想定区域は「八講師城遺跡」の範囲内となっているため、発掘作業では市に事前協議を行うと共に遺跡区域とその周辺の幅広い調査を行うこと。また、遺跡区域内での工事については十分調整を行うこと。</p>	<p>今後、事業計画や改変の範囲を検討し、米原市との協議を踏まえながら、適切に対応してまいります。</p>
9	その他	<p>事業実施に当たっては、各種法令等を遵守し環境保全に配慮し、必要に応じて関係各課と十分に協議を行うこと。</p>	<p>各種法令等を遵守し、必要に応じて関係各課と協議を実施しながら、環境保全について配慮してまいります。</p>
10	その他	<p>インターネットによる図書の公表に当たっては、広く環境の保全の観点からの意見を求められるよう、印刷可能な状態にすることや、法に基づき縦覧期間終了後も継続して公表しておくことなどにより、住民の利便性向上に努めること。</p> <p>また、今後の手続に当たっては、住民等への積極的な情報提供や説明会の開催等により、相互理解の促進に努めること。</p>	<p>本事業は環境影響評価法及び電気事業法に基づき、環境影響評価の手続きを進めております。図書の縦覧につきましては、環境影響評価法第3条に基づき、関係する関係地方公共団体において図書の縦覧を行うと同時に、事業者ウェブサイトでの電子縦覧を行っております。図書の印刷につきましては、個人の私的使用(複製、改変、配布、ウェブサイトへの転載等)を避けるため、閲覧のみの対応とさせていただきます。また、縦覧期間終了後につきましても、滋賀県民生活部県民活動生活課県民情報室において、引き続き閲覧可能な状態となっております。また、今後、環境影響評価法に基づき説明会を実施するほか、必要に応じて、適切に情報提供を行うてまいります。</p>

<p>11</p> <p>その他</p>	<p>今回の風力発電設備設置予定場所は、山間部深くにあり、万が一の場合、機器故障等による火災の発生が懸念される。このため、風力発電設備等の配置等の検討に当たっては、山火事に備えた対策について専門家等からの指導・助言を踏まえ行うこと。</p>	<p>風力発電機の故障等による火災につきましては、メンテナンス及び施設の監視を徹底して行い、トラブルがないよう努めてまいります。また、専門家等の指導・助言を踏まえ、風力発電設備等の配置等について検討を行ってまいります。</p>
----------------------	--	---

(仮称)米原風力発電事業計画段階環境配慮書 滋賀県関係課意見に対する事業者の見解一覧

番号	所属	関係課意見	事業者の見解
1	県民活動生活部	県民活動生活課	滋賀県民活動生活課との協議を踏まえ、滋賀県土地利用に関する指導要綱に基づく届出を行ってまいります。
2		県民活動生活課	米原市との協議を踏まえ、国土利用計画法第23条第1項の規定に基づく届出行ってまいります。
3		エネルギー政策課	「事業計画策定ガイドライン(風力発電)」に基づき、適切に事業を実施いたします。 なお、本事業について要件協議は不要な旨、申し添えます。
4	琵琶湖環境部	自然環境保全課	当該行為は滋賀県自然環境保全条例第23条の規定に基づく自然環境保全協定の締結が必要となるため、当該課との協議が必要で、協定締結にあたっては、事前に当該開発予定地域における自然環境調査(四季:1年間)を行う必要があります。
5		自然環境保全課	今回の事業実施想定区域は、全域が「滋賀県イヌワシ・クマタカ保護指針」による「イヌワシ・クマタカの保護および生息環境保全ゾーン」に含まれています。日本イヌワシ研究会が平成29年12月19日に滋賀県知事宛に提出した「滋賀県米原市および岐阜県不破郡関ヶ原町で計画中の(仮称)米原風力発電事業の中止を求める意見書」によると、イヌワシについて、事業実施想定区域10kmの範囲内に2つがいの巢が存在していること、西日本の生息状況が特に危機的であること、衝突死によってイヌワシの個体を失う危険性のある本事業の実施は、西日本全体のイヌワシの地域絶滅を加速させることにつながることを、クマタカについては、事業実施想定区域2kmの範囲内に4つがいの程度が生息していると推測され、うち1つがいの巢は500m以内に存在していることを確認していること、事業実施想定区域の全域において、クマタカの低空飛行や止まり行動をたびたび観察しており、事業実施想定区域がクマタカ複数つがいの重要なハンティングエリアであるとされています。 上記も踏まえ、事業の実施によってイヌワシ・クマタカの生息に重大な影響を与える可能性が非常に高く、これを風力発電機の配置や基数、改変区域の見直し等により回避・低減させることは困難であると考えられることから、事業の取りやめ(ゼロ・オプション)も含む事業計画の抜本的な見直しを検討するようお願いいたします。 なお、現地調査等を行う場合には、既存の調査結果や「猛禽類保護の進め方(改訂版)」(平成24年12月環境省自然環境局野生生物課)、「滋賀県イヌワシ・クマタカ保護指針」(平成14年7月滋賀県琵琶湖環境部自然環境保全課)、鳥類の生息や地元の状態に精通した専門家の意見等を踏まえて行うこととし、調査結果についても鳥類の生息に精通した専門家からの意見聴取をしていただくようお願いいたします。

番号	所屬	関係課意見	事業者の見解
6	自然環境保全課	<p>サシバやハチクマ、ノスリ等、渡りをする猛禽類の多くの個体が通過する主要な渡りの経路の一つとして、「中部の山岳地域を越えて岐阜県から琵琶湖南岸を通過し、京都府～大阪府北部～神戸市～淡路島を経て徳島県へ続く経路」が指摘されています（「平成21年度渡り集結地衝突影響分析業務報告書」（平成22年3月環境省自然環境局）など）。事業実施想定区域はこの渡りの経路に位置している可能性があり、風力発電設備の設置が渡りの障害になるおそれが想定されます。</p> <p>つきましては、サシバ、ハチクマ、ノスリなどの猛禽類が春期と秋期に渡りをする際に、渡り個体全体のなかでどの程度の数の個体が事業実施想定区域の周辺を通過しているかを把握するとともに、個体の飛翔の経路や高度について詳細な調査を実施することが、猛禽類の渡り個体が風力発電設備との衝突のリスクを客観的に高い信頼度で推定するためには必要であると考えられます。そのためには、猛禽類の渡りの観測をしている近隣県各地の関係者からのヒアリングや、複数年にわたる渡りの時期に詳細な現地調査が必要であるものと想定されることから、適切な調査手法につきましても、鳥類の生態や調査方法に精通した専門家からの指導・助言のもと、検討をしていただくようお願いいたします。</p>	<p>サシバ、ハチクマ、ノスリ等の猛禽類の渡りの調査につきましては、左記の既存資料等に留意し、専門家等の助言をいただきながら、適切な調査手法を検討してまいります。</p>
7	森林政策課 森林保全課	<p>事業実施想定区域については森林法で規定する保安林等の地域森林計画対象森林が含まれますので、伐採や土地の形質を変更する行為を行う場合は、次の①から④の事項に留意してください。</p> <p>①保安林は、制度の趣旨からして森林以外の用途への転用を抑制すべきものであることから、転用しないよう配慮してください。</p> <p>②保安林内で伐採および土地の形質を変更する行為を行う場合は、森林法に基づき許可申請もしくは保安林の指定の解除が必要となりますので、湖北森林整備事務所と協議してください。保安林以外で伐採および土地の形質を変更する行為を行う場合は、1ha以下ならば森林法に基づき届出が必要となりますので、米原市と協議してください。1haを超える場合は、森林法に基づき林地開発許可が必要となりますので、湖北森林整備事務所と協議してください。</p> <p>③治山事業・造林補助金等の交付の有無について、湖北森林整備事務所と協議してください。</p> <p>④米原市森林整備計画との整合について、米原市と協議してください。</p>	<p>①森林以外への用途への転用がないよう配慮いたします。</p> <p>②保安林内で伐採および土地の形質を変更する場合には、湖北森林整備事務所との協議を踏まえ、森林法に基づき許可申請もしくは保安林の指定の解除等の手続きを行ってまいります。また、保安林以外で伐採および土地の形質を変更する場合には、米原市もしくは湖北森林整備事務所との協議を踏まえ、必要な手続きを行ってまいります。</p> <p>③湖北森林整備事務所との協議を行ってまいります。</p> <p>④米原市との協議を行ってまいります。</p>
8	湖北環境事務所	<p>風車の設置および作業道の開設に係る土地の形質変更が3,000㎡以上の場合、土壤汚染対策法第4条に基づく一定規模以上の土地の形質変更届出が必要となります。</p>	<p>本事業に係る土地の形質変更が3,000㎡以上となる場合には、土壤汚染対策法第4条に基づく一定規模以上の土地の形質変更届出を行ってまいります。</p>
9	商工観光労働部 モノづくり振興課	<p>鉱業権の設定・登録及び鉱業の実施等に影響が出る可能性があるため、上記業務を所管する近畿経済産業局資源燃料課へ事前に協議してください。</p>	<p>近畿経済産業局資源燃料課と協議を行ってまいります。</p>

番号	所属	関係課意見	事業者の見解
10	農政水産部 農政課	実施区域に農地がある場合は、農地法に定める手続について、米原市農業委員会の指示に従ってください。（農地の転用がある場合、農地法第4条または第5条の許可が必要となります。）	農地転用の有無について精査し、米原市農業委員会と協議を行ってまいります。
11	土木交通部 都市計画課	事業実施想定区域は、特定用途制限地域に指定されています。建築物等の制限の内容については、米原市都市計画課に確認してください。また、屋外広告物設置の許可、景観法に基づく届出が必要となる場合がありますので、あわせて米原市都市計画課と協議してください。	建築物等の制限の内容等について、米原市都市計画課と協議を行ってまいります。
12	住宅課	都市計画法に伴う開発許可制度の許可が必要となる場合は許可権者である米原市へ相談願います。	都市計画法に伴う開発許可制度の許可が必要となる場合には、米原市と協議を行ってまいります。
13	道路課	事業実施想定区域内に県管理道路はありませんが、工事用道路の設置等、事業の実施にあたり周辺の県管理道路について道路管理者以外の者の行う工事および道路占用許可や届出が必要となる場合がありますので、ご注意ください。	道路占用許可及び届出等が必要な場合には、適切に対応してまいります。
14	砂防課	開発事業の掘削等に伴い土石等が発生する場合、その土石等の処理方法(販売および外部に搬出して他の目的で利用する等)によっては、採石法または砂利採取法に基づく採取計画の認可等が必要となるため、留意してください。	採石法または砂利採取法に基づく採取計画の認可等が必要となる場合には、関係部署へ確認をとり、適切に対応してまいります。
15	流域政策局	都市計画法第32条の規定に基づく協議(同意)が必要となる場合がありますので、開発地の雨水流出に対して、放流先(河川・水路等、下流への影響がないよう「開発に伴う雨水排水計画基準(案)平成14年4月(滋賀県土木交通部河港課)」)に基づき雨水排水計画を策定し、当局(広域河川政策室)と協議してください。	広域河川政策室へ確認をとり、必要に応じて「開発に伴う雨水排水計画基準(案)平成14年4月(滋賀県土木交通部河港課)」に基づき雨水排水計画を策定の上、都市計画法第32条の規定に基づく協議(同意)を行ってまいります。
16	流域政策局	滋賀県が公表している「地先の安全度マップ」で浸水リスクを把握のうえ、浸水被害に十分留意した事業計画としてください。	左記の資料を踏まえ、浸水被害に十分留意した事業計画を検討してまいります。
17	教育委員会 文化財保護課	事業予定地には、周知の埋蔵文化財(八講師城遺跡)が所在しており、つきましては埋蔵文化財の取り扱いについて、事前に米原市教育委員会歴史・文化財保護課と協議してください。	米原市教育委員会につきましては、事前に事業説明を行っており、今後の事業計画及び変更範囲の検討を行う中で、必要に応じて協議をしてまいります。
18	警察本部 交通規制課	工事用車両等の走行に関し、道路の改築を含め周辺地域における交通安全の確保や大気汚染、騒音等の交通障害を防止するための環境保全措置についても配慮してください。	工事用車両等の走行につきましては、交通安全の確保に留意するとともに、大気汚染や騒音等による影響の回避または低減に努めてまいります。

